

## 非営利組織における優遇税制の現状と課題

——日米の比較検討を手がかりとして——

今 枝 千 樹

### I はじめに

社会の構成員が独自に自発的な社会貢献活動を行うことは、わが国においても古くからみられたことであるが<sup>1)</sup>、社会を担う新たな主体として非営利組織<sup>2)</sup>が広く注目を集めるようになったのは、近年とりわけ1995年の阪神・淡路大震災以降のことである。こうした中で、1998年に特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という）が制定された。その後、同法の認証を受けた法人（以下、「NPO法人」という）は増加し続けており、またその活動範囲も拡大している<sup>3)</sup>。これは、行政や営利企業では満たされない国民の多様なニーズに効果的かつ機動的に 대응するとともに、個々人の自己実現の意欲を生かすことのできる仕組みとしての役割が、NPO法人に求められているからであると、一般に理解されている（国民生活審議会総合企画部会 [2001]）。

このような役割を担うNPO法人の活動を促進するために、行政はNPO法人に対して優遇税制による支援を行っている。NPO法人に関する優遇税制に

---

1) 国民生活審議会総合企画部会 [2001] では、近年とくに注目を集めるまでの非営利組織の歴史的経緯について詳細に述べられている。その中で、富を蓄えた商人の間に、世の中のために何かをすることで徳を積むという風潮が、江戸時代にはすでに存在したことが紹介されている。

2) 本論文において非営利組織とは、米国で一般にいわれている非営利組織の範囲を指し、日本では公益法人やNPO法人はその範囲に含まれる。

3) 内閣府NPOホームページによれば、NPO法人として認証を受けた組織が1999年2月に出始め（6法人）、2003年2月には1万法人を超えている。また、非営利組織の活動範囲における拡大を受けて、2003年5月改正NPO法では、認証要件の活動種類が5分野追加されることとなった（NPO法第2条、別表第4号）。

は、NPO 法人に対する税制（法人税制）と、寄附者に対する税制（寄附金税制）がある<sup>4)</sup>。こうした優遇税制は、NPO 法人の財政基盤の強化を促し、継続的で安定した活動を促進するうえで重要な意義があると考えられる。

米国においては、古くから非営利組織の活動が活発に行われており、当該組織に対する税制も整備されている。NPO 法人制度それ自体の形成過程がそうであったように、そうした米国の非営利組織における優遇税制は、わが国の今後の NPO 法人税制のあり方に多大な影響を与えることになるものと考えられる。そこで本論文では、米国の非営利組織における優遇税制との比較を手がかりとしながら、わが国の NPO 法人における優遇税制の現状と課題について整理・検討を行うことにしたい。

非営利組織に関する先行研究には、わが国の NPO 法人に対する税制について米国との比較をつうじて体系的に整理されたものが見当たらない。わが国の NPO 法人税制のあり方については後稿においてより詳しく論じる予定であるが、その準備作業として、本稿では上掲の整理・検討を行うことにしたい。本論文の考察が、今後の NPO 法人税制に関する研究の一助となれば幸いである。

## II 優遇税制の日米比較

非営利組織における税制は、大きく3つの段階に分けられる。第1は法人格を取得する段階、第2は法人税が免除される段階、第3は寄附金税制が受けられる段階である。第1表は、それぞれの段階ごとに、日米での関連法制を比較整理したものである。

米国では、連邦所得税法上免税とされる団体の範囲について、内国歳入法（Internal Revenue Code、以下“IRC”という）第501条から第528条に規定されており、そのうち同法第501条(e)(3)に規定される団体が、おおむねわが国の

4) NPO 法人に対する優遇税制のうち寄附金税制は、寄附者の所得税を一部免除することによって NPO 法人に対する寄附行為を促し、NPO 法人の財政基盤強化を支援しようとするものであることから、NPO 法人税制を狭義の優遇税制とし、寄附金税制を「支援税制」として区別されることがある。

第1表 日米優遇税制の比較表

	米	日 本												
準拠法	内国歳入法	法人税法等												
所轄官庁	内国歳入庁	財務省												
法人格取得と優遇税制との関係	免税資格を得るためには、法人格取得とは別途に申請・承認が必要。免税制。	法人格取得と同時に法人税法上「公益法人等」に分類(法法2条6号)され、自動的に課税除外特典を享受。												
法人税制(団体 <sup>5)</sup> に対する税制)	<p>非関連収益事業に対して課税(IRC 501条(c), 511-513条, CFR 1.513-1)。</p> <p>税率は、一般の法人税率(IRC(a)(b))。</p> <table border="0"> <tr> <td>(\$)</td> <td>0~50,000</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001~75,000</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75,001~10,000,000</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,001~</td> <td>35%</td> </tr> </table> <p>ただし、\$10,000を超える部分には、超過分の5%または\$11,750の少ない額が、\$15,000,000を超える部分には、超過分の3%または\$100,000の少ない額が、上記により計算された税額に加算される。</p> <p>みなし寄附金制度なし。</p>	(\$)	0~50,000	15%		50,001~75,000	25%		75,001~10,000,000	34%		10,000,001~	35%	<p>&lt;NPO法人&gt;</p> <p>収益事業(法法2条13号、法令5条1項により33業種限定列举)についてのみ課税(法法4条1号、法基通15-1-1)。</p> <p>税率は、「普通法人」と同様30%(法法66条1項、負担軽減措置法16条)、800万円以下の金額に対しては22%(法法66条2項、負担軽減措置法16条)。</p> <p>&lt;認定NPO法人&gt;</p> <p>みなし寄附金制度適用(2003年度税制改正)。</p> <p>損金算入限度額は、所得金額×20%(2003年度税制改正)。</p>
(\$)	0~50,000	15%												
	50,001~75,000	25%												
	75,001~10,000,000	34%												
	10,000,001~	35%												
寄附金税制(個人)	<p>&lt;パブリック・チャリティ&gt;</p> <p>現金寄附控除は、課税所得額の50%まで、評価性資産の寄附控除は30%まで認められる(IRC 170条、509条(a))。</p> <p>&lt;民間財団&gt;</p>	<p>&lt;NPO法人&gt;</p> <p>寄附金控除の制度なし。</p> <p>&lt;認定NPO法人&gt;</p> <p>認定NPO法人に対する寄附金は、「特定寄附金」とみなされる(租法41の18条)。</p>												

5) 米国における税制の優遇措置は、法人格の取得と連動しておらず、優遇措置を受ける団体が法人でない場合がある。

	<p>事業型民間財団の現金寄附控除は課税所得の50%まで、評価性資産の寄附控除は30%まで認められる。</p> <p>非事業型民間財団は現金控除は課税所得の30%まで、評価性資産の寄附控除は20%まで認められる (IRC 170条, 4942条(j)(3))。</p>	<p>寄附金と所得金額の25%のいずれか少ない方の金額から1万円を控除した金額を課税所得から控除できる。</p> <p>1万円以下の寄附金は控除対象にならない (所法78条1項)。</p> <p>相続税の非課税 (租法70条)。</p>
寄附金税制(法人)	<p>〈パブリック・チャリティ〉</p> <p>現金および評価性資産の寄附は、ともに課税所得の10%まで損金算入が可能 (IRC 170条, 509条(a))。</p> <p>〈民間財団〉</p> <p>事業型民間財団と非事業型民間財団は、現金および評価性資産の寄附について、ともに10%まで損金算入が可能 (IRC 170条, 4942条(j)(3))。</p>	<p>〈NPO 法人〉</p> <p>NPO 法人に対する寄附金は、「一般寄附金」として損金算入限度額まで損金算入が可能 (法法37条2項)。</p> <p>普通法人の損金算入限度額は、(資本等の金額×0.25%+所得金額×2.5%)/2(法令73条1項1号)。</p> <p>〈認定 NPO 法人〉</p> <p>認定 NPO 法人に対する寄附金は、「特定寄附金」としてみなされ、「一般寄附金」の損金算入枠を使用できるほかこの枠と同額までを限度として損金に算入できる (租法66の11の2条1項, 法法37条3項3号)。</p>
免税適格要件	<p>〈免税団体の要件〉</p> <p>活動タイプの規定 (IRC 501条(c)(3))</p> <p>①もっぱら宗教、慈善、科学、公共安全の検査、文学、教育、アマチュアスポーツの促進、児童もしくは動物の虐待の防止を活動目的としている。</p> <p>②収益のいかなる場合も出資者もしくは個人の利益に供されないこと。</p> <p>③政治的行為の禁止。</p> <p>〈パブリック・チャリティの要件〉</p> <p>①特掲団体 (IRC 509条(a)(1), 170</p>	<p>〈NPO 法人の要件〉</p> <p>活動タイプの規定 (促進法2条, 別表4号により17分野に規定)。</p> <p>法人格取得により自動的に課税除外特典を享受する。</p> <p>〈認定 NPO 法人の要件〉</p> <p>①基本的要件</p> <p>適切な情報公開 (寄附者に関する事項, 報酬・給与に関する事項), 事業内容の適正性 (政治活動の禁止等),</p> <p>運営組織の適正性 (役員のうち特</p>

<p>条(b)(1)。</p> <p>②パブリック・サポート・テストを満たすことにより①に準ずる団体。</p> <p>「3分の1審査適格団体」：年間援助額の1/3以上が一般寄附や政府・公的補助であること。</p> <p>「事実および状況審査適格団体」：援助額の財源、会員構成等の要件を満たすこと。</p> <p>③IRC 509条(a)(3)に規定される団体で同法509条(a)(1)および509条(a)(2)の団体の支援等を目的とする団体。</p> <p>④IRC 509条(a)(4)に規定される団体で、公共の安全テストを行う団体。</p> <p>(民間財団の要件)</p> <p>IRC 501条(c)(3)に規定される団体のうち、パブリック・チャリティに該当しない団体は、すべて民間財団。ただし、「事業型民間財団」は、資産の半分以上が公益活動やその関連事業に使われること等を要件とする。</p> <p>その他事業型民間財団の要件を満たさないものが非事業型民間財団。</p>	<p>殊関係者が占める割合が3分の1以下等)、</p> <p>業績の持続性等。</p> <p>②活動実態に関する要件(日本版パブリック・サポート・テスト：広く一般から支援を受けているか)総収入金額のうちに占める寄附金および助成金の額の割合が5分の1以上であること、</p> <p>その算定上、一者からの寄附金額が寄附金総額の5%を超える金額、年間1,000円に満たない金額は寄附金総額に算入できないこと、</p> <p>事業活動の100分の50以上が会員等に対する財または役務の提供活動でないこと等。</p> <p>(租法66条の11の2第2項、租令39条の22の2、2003年度税制改正)</p>
--	---

略語(法法：法人税法、法令：法人税法施行令、法基通：法人税基本通達、負担軽減措置法：経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律、租法：租税特別措置法、所法：所得税法、促進法：特定非営利活動促進法、租令：租税特別措置法施行令、IRC：Internal Revenue Code、内国歳入法、CFR：Code of Regulation、内国歳入法規則)。

法人税法上の「公益法人等」(法人税法第2条第6号)に該当すると考えられる。わが国のNPO法人は、法人税法上「公益法人等」に分類されるため、第1表では、米国におけるIRC第501条(c)(3)団体を、わが国のNPO法人の比較対象としている。

米国優遇税制と比較した場合のわが国のそれにおける主要な特徴点を、第1表にもとづいて要約・整理すると、①法人格取得と優遇税制の連動性、②みなし寄附金制度の有無、③支援税制の仕組みと運用の3つを指摘することができる。以下、節を改めて、これら3つの特徴的問題点について考察を行っていくことにする。

### III 日本における優遇税制の特徴的問題点と課題

#### 1 法人格取得と優遇税制の連動性

米国では、非営利組織の法人格取得に関する統一的な連邦法はなく、各州が州法のなかでこれを規定している。すなわち、第1段階として非営利組織が法人格を得るためには、州務省法人課に申請し承認を受ける必要があり、第2段階として非営利組織が免税資格を得るためには、IRC第501条(c)に規定された組織として内国歳入庁より認定を受けなければならないのである。したがって、非営利組織の法人格取得と連邦所得税法における免税資格の取得とは連動しておらず、法人格を取得した非営利組織であっても、連邦税は原則として課税される。

これに対し、わが国における非営利組織は、都道府県知事の認証により法人格を取得し、NPO法人となる。この段階で、NPO法人は原則として非課税とされる。すなわち、第1段階の法人格の取得と第2段階の免税資格の取得が連動しているのである。

非営利組織の法人格取得と優遇税制が連動していようと、法人格取得の要件が優遇税制の資格要件と同程度に厳格なものであれば、税制上問題はないであろう。しかしながら、国民生活審議会総合企画部会〔2001〕の指摘にもある

ように、税制上の優遇措置は、国民の納税義務を免除し、かつ国民一般からの間接的な資源提供を意味するものであるから、その適用には相当の公益性および適正な業務運営を担保する枠組みが必要である。それにもかかわらず、かかる適正な業務運営については、NPO 法人の認証要件とされていないのである。なぜならば、NPO 法は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的」（NPO 法第 1 条）としているからである。つまり、法人格の付与自体に特定非営利活動を促進するという意味が有するのであり、決してその目的に税の優遇による支援が求められていないのである。かかる NPO 法の本旨に照らせば、法人格取得と優遇税制の連動性は断ち切られるべきであろう。

また、内閣府の行革推進事務局によれば、現在、これまでの公益法人、NPO 法人、中間法人を新たな「非営利法人」として一本化する方向で法人制度改革の検討が進められている。この非営利法人においては、簡便な方法で法人が設立できる準則主義が採用され、公益性の有無も法人格取得の条件とされない点が特徴的である。このような法人設立に関する大幅な規制緩和の一つ。税制調査会の非営利法人課税ワーキンググループでは、非営利法人は原則課税とし、一定の要件を満たすものについてのみ非課税とすることが検討されている（税制調査会 [2002]）。すなわち、新設の非営利法人制度では、法人格取得と優遇税制が別個の問題として位置づけられているといえる。かかる法人制度改革について、第 1 に、非営利法人の原則課税は、民間と同種の事業を手がける公益法人について、民間企業との税制上のイコール・フットィングを図ろうとするものであること、また第 2 に、法人格取得と税優遇を切り離すことで、法人格取得をこれまでよりも格段に容易かつ迅速にしようとするものであること、そして第 3 に、税優遇措置は、公益性、非営利性、自己規律などのカウンター・バランスのもとで初めて是認されるものであることを、改めて明確に示すものであることとの指摘もある（藤井 [2003]）。

上述より、法人格取得と優遇税制を切り離して法人格取得を容易にすることによって、特定非営利活動を促進し、税制上の優遇を受けるためには改めて申請・承認を必要とする米国式を、わが国のNPO法人制度にも導入することが好ましいと考えられるのである。

## 2 みなし寄附金制度の有無

みなし寄附金制度とは、公益法人等がその収益事業に属する金銭その他の資産のうちからその非収益事業（本来の目的事業）のために支出した金額は、これを収益事業に係る寄附の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の枠内で損金算入できることをいう。2003年税制改正より、NPO法人の中から、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下、「認定NPO法人」という）、すなわち相当な公益性があると認められたNPO法人に限り、かかるみなし寄附金制度が適用されることとなった。非収益事業のために支出した金額は、所得金額の20%までを限度として損金算入することができる。学校法人や社会福祉法人の場合、所得金額の50%または200万円の大きい方の金額、財団法人、社団法人の場合は、所得の20%まで無条件に公益事業会計に対する寄附金として損金算入することができる（法人税法施行令第73条第1項第3号）。当該制度によって、学校法人や社会福祉法人の場合200万円の定額控除となれば、小規模の収益事業は完全に非課税となる。第1表からも明らかのように、みなし寄附金制度は米国には存在しない。したがって、NPO法人に対するみなし寄附金制度は、NPO法人と国内のその他の公益法人との整合性から設けられたものと考えられる。

国民生活審議会総合企画部会〔2001〕では、NPO法人のタイプを、①収入を会費、寄附金収入に依存するもの（寄附金型）②事業収入に依存するもの（事業型）③ナショナルトラスト等の活動を行うための土地等の資産取得および保全を目的とするもの（資産保全型）の3つに分類した上で、②の事業型には、非営利組織の財源確保策として、法人の所得に係る税制上の優遇措置

が有効であるとしている。かかる優遇措置としては、税率の改正およびみなし寄附金制度の導入が考えられるであろう。1998年税制以降、NPO 法人に対する税率の高さは問題とされてきたが、NPO 法人の活動の中でも営利企業と同様の活動に対しては、同様の税率を適用すべきという考えから、2003年税制では、みなし寄附金制度についてのみ盛り込まれることとなった。しかしながら、2003年税制では、みなし寄附金制度の適用は、認定 NPO 法人に限定されている。すなわち、NPO 法人として立ち上げたばかりの、最も財源確保が必要とされる非営利組織には、適用されないこととなっているのである。

現状として、国民の寄附に対する意識が薄く、寄附の動機として「付き合い寄附」<sup>6)</sup>が多くを占めるわが国においては、NPO 法人が完全に寄附に依存した活動を行うことは難しいであろう。現状のかかる問題点に着目するならば、法人の所得に対する税制上の優遇措置でもって財政基盤を確保することは即効性のある方法として有効であると考えられる。ゆえに、非収益事業のための支出であることについて厳格な審査等を設けるなどして、何らかの歯止めをかけたつ、最も財源確保を必要とする立ち上げ直後の NPO 法人まで適用が可能となるよう、今後さらに整備拡充していく必要があると考えられるのである。

### 3 支援税制の仕組みと運用

2001年の税制改正により認定 NPO 法人が規定され、当該法人は寄附金税制（支援税制）を受けすることができる。すなわち、寄附者が認定 NPO 法人に寄附を行った場合、寄附金を限度額まで寄附者の課税所得から控除（法人の場合は損金算入）することができるのである。かかる優遇税制は、NPO 法人に対する寄附行為を促し、NPO 法人の財政基盤の強化を支援する支援税制として

6) 総務庁「家計調査年報」（1999年）では、1世帯あたりの寄附金額は年間3,200円であるのに対し、“Giving and Volunteering in the United States”（1999）によると、米国では1世帯あたり754ドル（98,800円）で、日本の30倍を超えている。また、内閣府「国民生活選好度調査」（2000年）によれば、寄附の動機で52.5%を占めるのが、「町内会の付き合いの一環として」であり、1世帯の月額寄附金は、48.7%が500円以下となっている。

法人税における優遇措置と区別される。支援税制適用の認定要件のうち代表的なものが、日本版パブリック・サポート・テストである。

パブリック・サポート・テストとは、もともと米国の免税団体が、パブリック・チャリティとしてより優遇された課税の取扱を受ける資格を取得するための要件であり、どれだけ広範な支持を受けている活動かについて収入面から判断する基準である。基本的に、総収入を分母とし、寄附金やその他の助成金等を分子として、その割合が3分の1以上であれば、広く支持されていると認められる。パブリック・サポート・テストは、基準が明確で恣意性が働きにくい、多様な寄附者の多元的な価値観の存在を認める、寄附者による法人の選択の仕組みが機能する、寄附者の選択に資するために法人の経理の透明化が図られる等の利点があり、わが国の認定NPO法人の認定要件として、日本版パブリック・サポート・テストが米国のパブリック・サポート・テストを参考に作成され導入されたのである（国民生活審議会総合企画部会 [2001]）。

わが国の支援税制は米国のそれと比較して、その仕組みと運用、すなわち日本版パブリック・サポート・テストの内容と寄附金控除（損金算入）限度額の低さが特徴的である。

現在の、日米におけるパブリック・サポート・テストの内容は、次のとおりである。

米国パブリック・サポート・テスト

$$\frac{\text{会費} + \text{小口寄付} + \text{助成金} + \text{補助金}}{\text{総収入} - \text{本来事業収入}} \geq \frac{1}{3}$$

日本版パブリック・サポート・テスト

$$\frac{\text{受入寄附金総額等}}{\text{総収入金額等}} \geq \frac{1}{3}$$

(受入寄附金総額等) = (受入寄附金総額)

－ (一者あたりの基準限度超過額)

－ (匿名の寄附金)

－ (一者あたり年間3千円未満の寄附金)

(総収入金額等) = (総収入金額)

- －(補助金の額)
- －(法律等にもとづき国等が負担する金額)
- －(臨時的な収入の金額)
- －(匿名の寄附金)
- －(一者あたり年間3千円未満の寄附金)
- －(相続・遺贈の寄附の基準限度超過額)

日本版パブリック・サポート・テストは、米国と同様に3分の1基準であるが、分母分子のそれぞれにつけられた条件が大幅に異なっている。例えば、米国の場合、分子に国や地方自治体の補助金が含まれるのに対し、日本の場合、受入寄附金総額のなかに補助金は含まれない。米国の場合、会費はすべて寄附金に含まれるのに対し、日本の場合は、社員からの会費は会費に含まれない。米国の場合、一者あたり基準限度額が総収入(分母の額)の2%となっているのに対し、日本の場合は、寄附金総額の2%であり、補助金や社員の会費を寄附金に含めないため、限度額が低くなり要件として厳しいものとなっている。また、米国の場合、本来事業収入が分母から除かれる点も、大きな相違点であろう。すなわち、日本の場合、事業型のNPO法人は、認定対象に含めないということを意味していると考えられるのである。

さらに、支援税制の運用についても、日米における寄附金控除限度額において大幅な差が生じている。米国のパブリック・チャリティでは、個人の場合、課税所得の50%まで所得控除が可能であり、法人の場合、課税所得の10%まで損金算入が可能である。これに対し、認定NPO法人になされた寄附金は「特定寄附金」とみなされ、個人の場合、特定寄附金と所得金額の25%のいずれか少ない方の金額から1万円を控除した金額が課税所得から控除され、法人の場合には、「一般寄附金」としての損金算入額が別枠でもう一つ設けられるのである。

例えば、資本金1千万円の企業が200万円の利益をあげたと仮定すると、当該企業の損金算入限度額は、米国においては、 $(2,000,000 \times 10\% = 200,000)$

円であるのに対し、日本においては、 $(1,000,000 \times 0.25 + 2,000,000 \times 2.5\% = 75,000)$  円である。

上述から、わが国における NPO 法人の支援税制は、米国のそれと比較して、その仕組みが相当複雑で厳しいものとなっているために、NPO 法人が認定を受けにくくなっており、またその運用においても、寄附金控除限度額が低く抑えられているために、寄附者の寄附行為を促す仕組みが生かされにくい状況となっているといえよう。実際に、認定 NPO 法人の数は、2002年11月26日現在 10法人にとどまっている<sup>7)</sup>。このような状況が見直され、2003年4月より、支援税制の仕組みについて、一者あたり基準限度額が寄附金総額の5%に、寄附金総額から除かれる一者あたりの寄附金額が1000円未満に、また、2006年3月31日までの期間、5分の1基準となる等の改正が行われることとなった<sup>8)</sup>。この改正により、認定 NPO 法人の数が増加することになれば、支援税制による NPO 法人の財政基盤確保が可能となり、また認定要件に導入したパブリック・サポート・テストの利点から、寄附者による法人の選択の仕組みが機能し、さらには NPO 法人自体がその選択に資するために経理の透明化に励むこととなるであろう。また、認定 NPO 法人にのみ適用されるみなし寄附金制度においても、NPO 法人の財政基盤の確保および特定非営利活動の促進が進むこととなると考えられ、よって、今後の動向を見守りたい。

#### IV 日本における優遇税制の展開とマッチング・ギフト方式

第1表における NPO 法人に対する税制は、2003年4月に施行されるものにもとづいている。かかる税制は、1998年に NPO 法が制定されて以来幾度となく改正されている。なかでも、認定 NPO 法人および支援税制の規定がなされた2001年とその認定要件において大幅な緩和がなされる2003年の改正は、

7) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/category/npo/04/01.htm>) に認定 NPO 法人名簿の記載があるので、参照されたい。

8) シーズホームページ (<http://www.npoweb.gr.jp/>) では、2003年の税制改正による認定要件を NPO 法人にあてはめて算出したところ、認定の可能性は2% (144法人) であると報告している。

NPO 法人の財政基盤確保および当該活動の促進に対して、大きな意義を有すると考えられる。これらの改正の背景には、規制当局における非営利組織観の変化があったものと思われる。

1998年における NPO 法にもとづいて導入された税制では、主に次の3点において問題とされていた。すなわち、第1に、収益事業に対する税率が高いこと、第2に、寄附者に対する優遇措置がないこと、第3に、みなし寄附金制度が適用されないことである。前述のように、1998年税制における収益事業における税率の問題や優遇措置に関する米国との差は依然として残ることとなったが、NPO 法人の社会的な役割が社会の人々に徐々に認知されてきている現状や、市民自らが行う自由な社会貢献活動を促進するという NPO 法の立法趣旨に立ち返って、当該法人の活動を政府として支援していく動きが窺えるのである。今後は、NPO 法人に対する歯止めをどの程度、どのようにかけていくか、また歯止めをかけつつ保護育成していく方法が問題となろう。

税制上の優遇措置に加えて、米国では、非営利組織の活動を促進していくための方法として、マッチング・ギフト方式が機能している。当該方式は、法制度ではないが優遇税制をうまく利用した社会的なシステムである。マッチング・ギフト方式は、米国非営利組織の最も特徴的な資金調達方式の1つとなっているので、これを本節では取上げ、その概要と特徴を整理・紹介することにしたい。

マッチング・ギフト方式とは、社員と企業が共同して行う社会貢献のツールの1つである。このツールは、米国のゼネラル・エレクトリックにおいて始められ、1960年代後半に主に米国企業に広まった。本来は、企業の構成員である社員が、社会の役に立てるように金銭的な寄附を行った場合、所属する企業も社員の寄附に合わせて（マッチングして）金銭的な寄附を行い社員の寄附を増強・支援するものをいうが、近年では、社員の社会に対する貢献が、金銭的な寄附ではなくボランティア活動である場合に、社員がボランティア活動を行った組織に対して、企業が金銭的な寄附を行って社員の活動を支援する方法も、

広義のマッチング・ギフト方式としてとらえられている（ジャパンウェイ編 [2000]）。社員は、自分が貢献したいと考える団体に対して、個人の寄附金以上の金銭的貢献ができ、企業は、社員の意向を尊重して社会に貢献できる利点があるとされている（経済企画庁編 [2000]）。

寄附先を企業によって制限されることはほとんどなく<sup>9)</sup>、寄附する社員の選択が優先される。また、社会貢献の媒体の役目を果たす非営利組織を寄附先に指定し、その活用はその非営利組織にまかせるケースも多い。寄附先の選択において最も大切なことは、寄附者の意図に沿わないことに資金が流用されないことであり、その寄附先選択のふりとして、またその後のチェック機能として、IRC 501(c)(3)の免税要件が利用されていると考えられる。さらに、そうした団体を選択し寄附することによって、寄附者自らも優遇措置が受けられるのであるから、自ずとIRC 501(c)(3)団体の中から寄附先を選択することが制限となるであろう。日本のように、NPO法人のなかで寄附金控除の優遇を受けている認定NPO法人数が10法人という場合はともかく、1996年の時点でIRC 501(c)(3)団体が65万団体を超えている米国においては、寄附先の選択として厳しい制限はないと思われる。

数は少ないが、わが国にもマッチング・ギフト方式を採用している企業がある<sup>10)</sup>。それらの企業では、国および地方公共団体、特定公益増進法人を寄附先の対象として第1にあげていることが多い。国および地方公共団体に対して企業が寄附を行った場合、その金額は全額損金算入できる。また、特定公益増進法人に対する寄附金は、一般寄附金の2倍の金額まで損金算入が認められているのである。認定NPO法人に寄附を行った場合、特定公益増進法人に寄附を行った場合と同額まで損金算入が認められるため、当該法人が2003年の税制改

9) マッチング・ギフト方式に関するCASE (Council for Advancement and Support of Education) の調査統計によれば、企業が選択するマッチングの寄附先として、制限なし（受領先が決める）が52%、社員の指定どおりが44%、指定なし、その他の用途が4%である。

10) ジャパンウェイ編 [2000] によれば、日本企業でマッチング・ギフト方式を取り入れている企業は、40社程度である。日本NPOセンター（NPO広場）ホームページ (<http://www.npo-hiroba.or.jp/>) にマッチング・ギフト方式を採用する企業が紹介されている。

正によって増加すれば、マッチング・ギフト方式を導入する企業が増え、優遇税制と一体となった寄附促進のツールとして機能していくであろうと考えられる。

## V お わ り に

以上、日米における非営利組織の優遇税制について、比較・整理を行った。

日米非営利組織の優遇税制における、法人格を取得する段階、法人税が免除される段階、寄附金税制が受けられる段階にもとづく比較検討をつうじて、わが国の優遇税制の特徴的問題点は、法人格取得と優遇税制の連動性、みなし寄附金制度の有無、支援税制の仕組みと運用であることを明らかにした。その結果、法人格取得と優遇税制の連動性は、税制上問題はないが、NPO法の本旨からすれば再考されるべきであると結論づけた。また、寄附文化の発達していないわが国においては、NPO法人の財務的基盤の確保を支援する直接的方法としてみなし寄附金制度は有効であり、立ち上げ直後のNPO法人まで適用可能となるよう、さらに整備拡充される必要があることを指摘した。そして、支援税制の適用要件とされる日本版パブリック・サポート・テストが煩雑で厳しく、認定NPO法人数が伸び悩んでいる現状と支援税制の運用面の厳しさ（寄附金控除限度額の低さ等）を指摘した。さらに、米国においては、法制度ではないが優遇税制を利用した社会的システムとして、マッチング・ギフト方式が機能しているため、本論文ではその意義に鑑みて紹介・検討を行った。

今後、わが国のNPO法人に対する寄附を促し、当該法人の活動を支援していくためには、NPO法人の優遇税制について、何らかの歯止めをかけつつ、さらに整備拡充していく必要があるだろう。そして、優遇税制と一体となったマッチング・ギフト方式が多くの企業において導入され、寄附金によるNPO法人の活動の充実が、制度改革の象徴的目標となると考えられるのである。

## 参 考 文 献

Akerlof, G. A. [1970] "The Market for 'Lemons': Quality Uncertainty and the

- Market Mechanism," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 84, No. 3, pp. 488-500.
- FASB [1993] *Financial Statements of Not-for-profit Organizations*, SFAS, No. 117. (黒川保美他訳【FASB NPO 会計基準】中央経済社, 2001年)。
- Gross, M. J. Jr., R. F. Larkin and J. H. McCarthy [2000] *Financial and Accounting Guide for Not-for-profit Organizations*, 6th ed., John Wiley & Sons, Inc.
- Joint Committee on Taxation [2000] *Study of Present-Law Taxpayer Confidentiality and Disclosure Provisions as Required by Section 3802 of the Internal Revenue Service Restructuring And Reform Act of 1998*, Volume II: Study of Disclosure Provisions Relating to Tax-Exempt Organizations.
- Wilson, E. R., S. C. Kattelus and L. E. Hay [2001] *Accounting for Governmental and Nonprofit Entities*, 12th ed., McGraw-Hill/Irwin.
- 石村耕治 [2002] 『日米の公益法人課税法の構造』成文堂。
- 経済企画庁編 [2000] 『国民生活白書——ボランティアが深める好縁——』。
- 経済企画庁国民生活局編 [1999] 『海外における NPO の法人制度・租税制度と運用実態調査』。
- 国民生活審議会総合企画部会 [2001] 『国民生活審議会総合企画部会最終報告』。
- ジャパンウェイ編 [2000] 『個人・企業の社会貢献とマッチングギフト——NPO が日本を変える——』オーク。
- 杉山学・鈴木豊編 [2002] 『非営利組織体の会計』中央経済社。
- 税制調査会 [2000] 『平成13年度税制改正に関する答申』。
- [2002] 『第2回非営利法人課税ワーキンググループ議事録』。
- 武田昌輔 [2000] 「非営利法人の税制の在り方」『非営利法人』第659号, 16-18ページ。
- 内閣府 NPO ホームページ, ([http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/data/pref\\_history.txt](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/data/pref_history.txt))。
- 藤井秀樹 [1997] 「概念フレームワークと会計規制」『近畿 C. P. A. ニュース』第459号, 2-4 ページ。
- [1998] 「公益法人における公開書類の真性担保システム」『月刊公益法人』第29巻第6号, 4-12ページ。
- [2002] 「非営利組織の存在理由と活動環境——情報利用者指向的会計論に基づく検討——」『公益法人研究会誌』第4号, 23-35ページ。
- [2003] 「非営利法人の優遇税制と説明責任」『月刊公益法人』第34巻第4号, 4-5 ページ。